

1 議 事 日 程

〔令和元年太宰府市議会 環境厚生常任委員会〕

令和元年9月6日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第61号 太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第62号 太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第63号 太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第65号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第5 議案第66号 令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第67号 令和元年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 意見書第4号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小 畠 真由美 議員	副委員長	木 村 彰 人 議員
委員	陶 山 良 尚 議員	委員	藤 井 雅 之 議員
”	笠 利 毅 議員	”	船 越 隆 之 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市民生活部長	濱 本 泰 裕	健康福祉部長	友 田 浩
市民課長	池 田 俊 広	税務課長	森 木 清 二
納税課長	花 田 善 祐	環境課長	中 島 康 秀
人権政策課長兼 人権センター所長	行 武 佐 江	国保年金課長	高 原 寿 子
福祉課長	田 中 縁	生活支援課長	菊 武 良 一
高齢者支援課長	川 崎 純 一	保育児童課長	大 塚 源 之 進
ごじょう保育所長	東 珠 実	元気づくり課長	安 西 美 香
子育て支援 センター所長	白 田 美 香		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	阿 部 宏 亮	議事課長	吉 開 恭 一
書記	高 原 真理子		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第61号 太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第1、議案第61号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」議題といたします。

執行部の説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） 議案第61号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明します。

今回の条例改正は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、本市の条例の一部改正が必要となったために改正を行うものです。

議案書は40ページから53ページ、条例の新旧対照表では12ページから42ページに記載しておりますので、ご参照ください。

今回の条例改正では、国の省令及び準用基準が改正され、これまで使用しておりました用語としまして、「支給認定」が「教育・保育給付認定」となり、「支給認定保護者」が「教育・保育給付認定保護者」へ、さらに「支給認定子ども」が「教育・保育給付認定子ども」へと変更を行うものです。

また、大きな改正点としまして、第13条の利用者負担等の受領の部分で、新旧対照表18ページから19ページに改正分を記載しておりますように、これまで施設が保護者から受け取ることができる費用の一つである食事の提供に要する費用の取り扱いが、幼児教育・保育の無償化に伴い、その徴収が主食費のみから副食費の徴収を含めて行えるように改正がなされております。ただし、保育料無償化の対象児童のうち、年収360万円未満相当世帯の子ども及び年収360万円以上相当世帯の第3子以降にかかわる副食費については、特定教育・保育施設等において保護者から支払いを受けることができないようにしたため、別途副食費に関する費用は従来どおり保育の委託料に含まれて、各保育所・園へと公費として支払われることとなります。このことは幼稚園にも同じように適用が行われることにもなります。

最後に、新旧対照表29ページから32ページの第42条特定教育・保育施設等の連携についての改正については、本市で現在開所しております小規模保育施設等の連携施設について、市長の

権限で連携施設の確保義務が緩和できるように改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） おはようございます。

幾つかあるんですけども、まずは提案理由のところでも述べられた副食費の問題について伺いたしますけれども、副食費の結局徴収と申しますか、そのことを結局園のほうで徴収することになるというふうなことになるのでしょうか。

それと、もしそういうふうになる場合、園側の事務負担が増えるように思うんですけども、そのことに対する現場からの要望、例えば事務補助に対するそういう支援ですとか、そういうようなことが上がってきているのかどうか、もし上がってきた場合のそういった検討はどのようにされるのか、まずお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） 副食費につきましては、園のほうで徴収してもらうようにしております。これにつきましては、園長会議の中でもお話をし、一応了承を得ているところでございます。

先ほども申しました、藤井委員さんが言われたいわゆる事務が増えるという話についても、その園長会議の中で出てきておりますし、その分の費用につきましては、いわゆる加算の問題とかいろいろありますので、今後県のほうともちょっと協議をしながら、どのような取り扱いになっていくのかを協議していきたいなと思っております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 幼児教育無償化の制度についてちょっとお伺いしたいんですけども、認可外保育施設等についてはどのような取り扱いになるのか。私はちょっと勉強不足で、内容をちょっと理解してないんですけども、どういうふうに取り扱われるのかをご説明いただきたいんですが。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） この無償化につきましては、認可外保育も一応対象になっております。ただし、保育の必要性があるという認定を受けなければなりませんので、いわゆる保育の必要性を認めるようないろいろな条件がございます。例えば就労されておいて、認可外保育

園に預けている、例えば病気のために子どもを保育園に預けなければならないとかといういろいろな要件がございますので、それを申請をしてもらった段階でうちのほうが審査を行い、認定をしていくという形になっていきます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） その認可外保育所施設そのものの整備状況というか、そこら辺は何か一定の水準以上の施設でなければだめだというようなものはないのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） 一応今回の無償化につきましては、認可外保育については一応5年間の猶予期間がございます。5年間のうちで認可保育所に近づけるようにという形になっておりますので、一応5年間についてはこの無償化の対象として動き出すような形になっていきます。だから、5年間のうちにそういう改修等が必要になってくるだろうと思っております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） そこら辺の5年間という非常に長い間、整備水準というのは非常に気になるところなんですけれども、そこら辺の指導とか確認は市の担当課のほうがされるということなんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） 認可外保育につきましては、県のほうに対する届け出になっておりますので、県のほうからの指導になっていくだろうと思っております。認可と認可外の大きな違いと申しますと、認可保育所は、そこに働く全ての保育士が有資格者じゃないとだめだという条件になっています。ただし、認可外につきましては、半分は資格がなくても働けるという条件になっていきますので、認可に近づけるという意味では、そこで働かれる保育士さんが資格を持つような形になっていくだろうと思っております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） そしたら県のほうが、5年間確認をするということですね。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） はい、そういうことになると思います。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 今の質問に関連してなんですけれども、5年間で近づけるという言い方が繰り返されましたけれども、私もちょっとそこがわからないので、同じ基準まで持っていくわけではないという意味だと理解するんですけれども、5年間のうちにどこまで改善というか、近づかなければいけないかということは、あらかじめ定まっているのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） 先ほど申しましたとおり、認可に準ずるという形になっていきますので、それについてそこに合わせてもらうような形に多分なっていくだろうと思っておりません。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 10月開始に向けてということですが、現状、現場の事務作業等が間に合っているのか、相当負担になっているんじゃないかなど。認定作業等いろいろとあるかと思うんですが、その点が1点と、あとこれ地域事業の一時預かり、ファミリー・サポート等も対象になると伺っておりますけれども、ファミリー・サポートを利用する場合も認定を受けているということが前提になれば、ファミ・サポの特性として、直前に利用したいというような方がおられたとき、認定を受けておられなかったら、その場合はどういうふうに対応されるのかお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） 確かに事務作業、今大分煩雑しております。6月議会でも嘱託職員等の給与の分について補正予算で通してもらっておりますので、今嘱託職員を雇用しながら、ずっと毎日残業しながらもしているのが現状でございます。

それと、一時預かりのファミリー・サポートですが、例えば申請をしていただいて、その申請に基づいて認定を行うという形になっていきますので、途中で例えば急に預けるという話になれば、そこで申請をしてもらうような形になっていくということで認識をしております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 仮定の話ですが、急遽、ファミ・サポを利用したいとなったときに、認定を出された日と認定を受けられた日、当然タイムラグが、認定出してすぐに認定がおりるとは理解してないんですが、その辺のところでは、ファミ・サポを利用したいと思った日と認定を受ける日がずれが出た場合、例えば認定を受けた後、その費用的な部分を償還といいますか、利用者の方に償還するような仕組みまでは考えておられないというふうな形になるんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） あくまでも申請を出していただいて、それをうちのほうで審査をして認定をしていくという形になりますので、認定がおりた段階からの開始という形で認識しております。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

藤井委員、どうぞ。

○委員（藤井雅之委員） 確認ですが、例えば認定日があって、その前にファミ・サポを利

用したら、そのときはもう無償化の対象にはならないというふうに、そういう仕組みになっていると理解しておいてよろしいですね。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） はい、そういうことになります。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

じゃあ、私のほうから1つお聞きしたいんですが、幼稚園なんですけど、これ上限が2万5,700円だったと思うんですが、ここを全部本市の幼稚園はこの手出しが出るところの幼稚園があるのかどうか、ちょっと教えてください。

保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） いわゆる入園料、最初に入る入園料と毎月の月謝が今回対象になっていくんですけども、入園料はどこも高いというか、大体平均して6万円ぐらいが入園料になっていきます。利用料につきましては、大体2万5,000円、6,000円、その範囲の中での利用料になっておりますので、今回2万5,700円が幼稚園の無償化の分に充当するような形になりますので、若干の手出しは出るのかなとは思っております。ただ、今回の件で便乗値上げだけはしていただきたくないということで、園長先生方にはお話をしております。

○委員長（小島真由美委員） ありがとうございます。

ほかに、よろしいですか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 済みません、最後に2点だけお伺いいたします。

まず、財源についてですけども、今年度は国の財政措置となっておりますけれども、来年度の負担移行の割合、これ見通しで構いませんのでお聞かせください。一般財源の負担が増えるのかと、試算等までされておられればお願いします。

それと、待機者への対応についてですけども、保育園に入所されておられる方にとっては恩恵のある部分だと思うんですけども、結局今待機になっておられる方への支援等は、今回の制度によって何か考えておられるのか、そこまでお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） 財源の負担割合につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市の持ち出しが4分の1という形になっております。それで、幼稚園の分については、これまでの幼稚園就園奨励費を充てておりましたので、その分が減額になるということで、大体見通しは立っております。ただし、保育の分については、今から申請を上げていただいて、どの方までを認定するのかという作業が出てきますので、今具体的にどれぐらい市の持ち出しが増えるのかというのは、今のところ見通しは見えておりません。

待機児童の問題なんですけど、待機児童を一人でも減らしたいという思いは持っておりますが、なかなか、例えば新たに新設するような保育園を建てたとしても、やっぱり保育士がいないという状況の中で、なかなか運営が厳しいという形になっておりますので、できるだけ今既

存の認可保育園の中のほうで定員を増やしていただいたりとか、そういう状況の中で受け入れを可能なような形で進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 議案第61号につきましては、恩恵が受けられる方もおられるということは理解しておりますけれども、しかし制度のはざまにおいて恩恵を受けられない方が一定おられるというのも事実であります。一例といたしましては、共同保育を利用しておられる方への対応等の部分に制度のはざまの問題で光が当たっていない、対応がされていないという問題も見受けられますので、また財源については消費税の増税を前提とした財源構成も行われているという点について容認することができませんので、議案第61号については反対を表明いたします。

○委員長（小島真由美委員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第61号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

○委員長（小島真由美委員） 多数挙手です。

したがって、議案第61号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時15分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第62号 太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 次に、日程第2、議案第62号「太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） 議案第62号「太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について」ご説明します。

今回の条例改正は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、本市の条例の一部改正が必要となったために改正を行うものでございます。

議案書は54ページから55ページ、条例の新旧対照表では43ページに記載をしておりますので、ご参照ください。

今回の条例改正では、10月1日より開始されます幼児教育・保育の無償化に伴い、第5条において、保育料の徴収は満3歳以上保育認定子どもであり、小学校就学前までに該当をする子どもの保育料がゼロに改正されたもので、このことに準じて改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第62号「太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時17分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第63号 太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 次に、日程第3、議案第63号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○市民課長（池田俊広） おはようございます。

議案第63号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書の56ページから58ページ、新旧対照表の44ページから46ページをごらんください。

住民票、マイナンバーカード等へ旧氏を併記できるようにするための住民基本台帳法施行令

等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布され、本年11月5日に施行されます。この政令改正は、社会において旧氏を使用しながら活動する女性が増加している中、さまざまな活動の場面で旧氏を使用しやすくなるようにと行われたものです。

これにより、婚姻等で氏に変更があった場合でも、従来使用してきた氏を住民票やマイナンバーカード等に併記し公証することができるようになるため、旧氏を契約などさまざまな場面で活用することや、就職や職場等での本人確認に資することができるものと考えています。

そして、この政令改正に伴い、旧自治省通知「印鑑登録証明事務処理要領」も改正され、この要領に基づき住民票に連動する印鑑登録証明書についても旧氏を併記することが可能になるため、本条例第5条第1項第1号と第2号及び第6条第1項第3号並びに第2条第1項第4号に「旧氏」を追加するものです。

また、第2条第1項の「本市の」を「本市が備える」に、第6条第2項及び第14条第1項の「磁気テープ」を「磁気ディスク」に、第6条第2項の「調整する」を「調製する」に、第14条第1項第5号の「記録されている」を「記載がされている」に字句を改めるものです。

なお、施行日は政令の施行日と合わせまして、令和元年11月5日としております。

説明は以上です。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 11月5日からということですが、施行されるに当たって、1階の窓口での申請書の用紙ですね、あれはつくりかえされることになるのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 市民課長。

○市民課長（池田俊広） まだつくってはおりませんが、申請書、旧氏を載せてくださいという申請書はこれから、この条例が可決されればつくっていくようになります。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） それにかかわる予算措置というのはどういうふうに、印刷製本費の関係ですけれども、まだ今回の補正には上がってきておりませんが、それは現状の既決予算の中で対応できるというふうに判断されておられますか。

○委員長（小島真由美委員） 市民課長。

○市民課長（池田俊広） 現在の予算の範囲の中でやっつけようとしております。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） ちょっと確認なんですけれども、実際の変ったプリントアウト例があると非常にわかりやすかったんですけれども、例えば旧姓を申請された方が旧姓併記とい

う形になるんですけれども、印鑑の印影のほうですよ、そちらのほうも旧姓でできるというふうに読み取れたんですけれども、例えば旧姓で書いても今の姓でとか、逆に旧姓の申し出がなくても旧姓の印鑑でという登録も可能なんですか。

○委員長（小島真由美委員） 市民課長。

○市民課長（池田俊広） 印鑑証明書につきましては、旧氏を載せてくださいという申請が出れば、住民票、それから印鑑証明書には、現在の名前の下に括弧書きで旧姓何々というふうに記載をいたします。その際、印鑑は旧姓で書かれておっても、そのまま使えるということです。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第63号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時23分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第65号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

○委員長（小島真由美委員） 日程第4、議案第65号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の当委員会所管分を議題といたします。

お諮りいたします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） また、歳出の補正を説明していただくに当たっては、関連する項目として同時に説明したほうがわかりやすい補正項目については、あわせて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、関連として同時に説明したほうがわかりやすい補正項目については、歳出の中であわせて説明

をお願いいたします。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書は18ページ、19ページをお開きください。

2款3項2目賦課徴収費の330賦課事務費について執行部の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（森木清二） おはようございます。

2款3項2目、細目330賦課事務費、7節賃金の補正額19万6,000円についてご説明申し上げます。

今回の補正予算計上の理由でございますが、本年6月1日以降、ふるさと納税制度について、総務大臣が指定した自治体のみが寄附の対象となる制度改正が行われました。そのため、次年度賦課において寄附金控除の該当となるかどうかについては複雑な判断が必要となり、事務負担が増大すると見込まれます。また、近年、申告時期の来場者の対応に追われ、窓口や電話に対応する職員が不足しています。年々増える年金受給者からの相談や特別徴収の一斉指定の影響で、年明けからの給与報告書提出に関する問い合わせなども増加しております。これらの業務増に対しまして、臨時職員8人の5日分に相当する賃金の補正をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 提案理由は理解するんですけども、今言われた提案のその業務の内容を考えると、臨時職員の方がどなたでもというか、いきなり入られてすぐ対応できる性質のものではないかなとも思ったりするんですけども、複雑な税の申告、所得のそういったことへの対応とか。その点において、人の確保の見通しというのはどのように進めていかれるのかお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（森木清二） 臨時職員につきましては、過去、もう数年前からですけども、同じ方が勤務いただいております。今委員さんおっしゃいましたように、申告時期のいろいろな窓口対応あるいは電話対応とか、特別な専門的な知識も必要でございますし、そういった職員につきましては、市のほうでは毎年ほぼ同じ方をお願いしているような状況で確保をしているというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） どういう表現が適切かわからないですけども、名簿というか人脈とい

うか、そういったのが現場の中にきちんとあって、対応はできているというふうに考えておいてよろしいですね。

それと、じゃあ念のためにお伺いしますけれども、その当てにしていた方が例えばその年からできなくなったとか、そういったところへの見込みというか、そういった当然対応も必要になってくると思いますんで、それは今後きちんと対応していただきたいということ、これはもう質問じゃなく要望ですので、よろしくをお願いします。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） では進めます。

次に、20ページ、21ページをお開きください。

3款1項2目老人福祉費の026介護保険事業費及び061介護保険事業特別会計関係費について執行部の説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） では、補正予算についてご説明申し上げます。

まず、3款1項2目19節、細目026介護保険事業費の地域介護・福祉空間整備推進交付金の増額の補正についてご説明申し上げます。

この交付金は、高齢者施設等の防災・減災対策を推進することを目的としており、その対象事業であります認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業分としまして、有限会社真心の運営しておりますグループホーム五条からの申請による交付金となっております。

工事内容としましては、老朽化に伴います外壁補修、塗装、防水等ございまして、工事費約1,300万円に対しまして、補助率が10分の10となっており、補助額は上限額の773万円となっております。

財源につきましては、歳入の14、15ページをお開きください。

15款2項2目1節社会福祉費補助金の同額773万円、これが財源となっております。

次に、また20ページ、21ページにお戻りください。

3款1項2目28節、細目061介護保険事業特別会計関係費の繰出金についてご説明申し上げます。

まず、介護保険事業特別会計繰出金315万8,000円についてですが、これは介護保険事業特別会計の地域支援事業費のうち包括支援センター運営事業費を、サブセンターの設置場所が確定しましたことによりまして予算を組み替えたことにより、市負担分の増が発生したのとなっております。

この内容につきましては、当初の予算ではサブセンター設置場所がまだ未定であったことから、賃貸も視野に入れ、事務室賃借料を計上しておりましたが、サブセンターの設置場所が確定しましたことによりましてこの賃借料を減額し、現段階での工事予定費用及び備品購入費に組み替えを行ったものとなっております。

具体的には、補正予算書の40、41ページをお開きください。

これは特別会計にはなりませんけれども、3款3項1目、細目001地域包括支援センター運営事業費に先ほどのものを計上しておりますように、事業費は基本補助対象でありまして、国が38.5%、県と市はそれぞれ19.25%の負担となっております。ただし、今回の補正の工事費につきましては補助対象外となっておりますので、事務室賃借料として453万8,000円を減額したものの、プラス工事費391万円、これ全額市負担になりますので、この全額負担分、それと備品購入費62万8,000円の増額によります市負担分の増、合わせまして315万8,000円の繰出金の増となっております。

20、21ページにお戻りください。今の金額が、先ほどの介護保険事業特別会計関係費の繰出金の金額となっております。

次に、同じ繰出金の中で、低所得者保険料軽減繰出金2,747万3,000円についてご説明申し上げます。

これは介護保険法施行令改正に伴いまして、3月の全員協議会におきまして説明をさせていただきまして、介護保険条例を改正したものでございます。今年度の介護保険料当初の賦課から所得段階非課税世帯の第1段階から第3段階までの軽減措置が施行されたことによります減額となっております。その介護保険料の補填としまして、国、県、市負担分が増となるものです。

対象者は第1段階につきましては軽減率が0.125で2,869名、第2段階が軽減率0.125で1,414名、第3段階が軽減率0.025で1,275名、合計5,558名が対象となっております。

軽減総額が3,642万4,320円となりまして、もともと現予算に計上しておりました897万5,000円、これの差額2,745万円、それとあわせまして、前年度の保険料軽減負担金を精算したことによりまして、追加交付が2万3,000円ありますので、これを合計しまして補正計上額の2,727万3,000円となっております。

財源につきましては、国が2分の1、県、市がそれぞれ4分の1となっております。12、13ページをお開きください。15款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金としまして1,372万5,000円。そして続きまして14、15ページをお開きください。16款1項1目1節社会福祉費負担金、県負担金68万6,300円、これが財源となっております。

また、先ほど説明の中で申しました前年度の精算追加交付分につきましては、16、17ページをお開きください。21款諸収入、4項1目1節雑入の民生費雑入のうち国庫負担金が1万1,000円、県負担金が5,000円の合計1万6,000円、これが財源となっております。

以上でございます。

よろしくご審査のほどお願いいたします。

○委員長（小畠真由美委員） 説明は終わりました。

皆さん、質疑はありませんか。

私のほうから1つお聞きいたします。

介護保険事業のこの地域介護・福祉空間整備推進交付金、10分の10なんですけど、これ平成18年ぐらいから始まった、介護ロボットとかを入れて介護事業者の負担軽減とかそういったことで、たしか一度、ベッドから落ちたりとかというようなことを防ぐための見守りとかで1回使った分の交付金だったですかね。平成18年からあった分で、今回はスプリンクラーということで、これまでどのようにこの10分の10、かなり市としては推進していかないといけないようなこの交付金がどのように使われてきたのか、ちょっと教えていただければと思います。

高齢者支援課長。

○**高齢者支援課長（川崎純一）** この補助金につきまして、今委員長言われましたように、過去にはスプリンクラーを中心として、まずスプリンクラーの整備を行ってきたところです。先ほど、平成29年度ぐらいだったと思いますけれども、介護ロボットということで補助金をしておりますが、これはこの空間施設整備補助金の部分とはまた別の補助金となる部分でございます。

基本的にこの整備補助金につきましては、防災・減災等の対策部分ということで、スプリンクラーとか、または老朽化に伴う部分ということで、浴槽の改修とかというのを過去には行ってきているものでございます。これにつきましては、この補助の申請がある時点でおきまして、各事業所にご案内を差し上げまして、これを使っていただくような書類等の周知を図って申請に至っているところでございます。

○**委員長（小島真由美委員）** ほかにありませんか。

木村副委員長。

○**副委員長（木村彰人委員）** 防災ということで、スプリンクラーの設置ということですけども、ここのグループホーム五条さんについてはスプリンクラーのほうは設置義務がある施設なんでしょうか。

○**委員長（小島真由美委員）** 高齢者支援課長。

○**高齢者支援課長（川崎純一）** このスプリンクラーにつきましては、グループホーム等全て過去に整備が終わっているところでございます。スプリンクラー工事につきましてはですね。

○**委員長（小島真由美委員）** 木村副委員長。

○**副委員長（木村彰人委員）** というか、施設の大きさによってはスプリンクラーの設置は義務がないというふうにちょっと聞いているんですけども、それによって、火災によって悲惨な事故、事件が発生していますので、果たしてここの施設はもともとスプリンクラーがあったのかもしれませんけれども。済みません、今回ここの施設はスプリンクラーの設置工事じゃないんですよね。

○**委員長（小島真由美委員）** 高齢者支援課長。

○**高齢者支援課長（川崎純一）** スプリンクラーではなく、外周とか外壁とかの工事になっております。

○**委員長（小島真由美委員）** よろしいですか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 済みません。そしたら問い方をちょっと変えまして、ちなみにこのグループホームさん、そんなに大きさは大きくないのかもしれませんが、逆にスプリンクラーとか、この交付金で整備できると思うんですけども、そこら辺の設置の意向とか、逆に設置する必要とか、そこら辺についてはどうなんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） 先ほど申しましたように、スプリンクラーについては、過去にグループホーム等については一斉に工事を行っておりますが、面積とかの部分で義務制とかその辺の部分が関係してくるということで、ちょっと今手元のほうには実績、過去のグループホームのスプリンクラーの分の実績部分を準備しておりませんので、それも義務制とかその辺に該当する部分なのかということもあわせて、後ほど回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 後日ということですか。

○高齢者支援課長（川崎純一） そうですね、後日でよろしいでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） ということですが。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） そうですね、ちょっともう一回。

○委員長（小島真由美委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） ちょっともう一回まとめて質問させてください。

この交付金自体が防災という形で、私ちょっと考えたらスプリンクラーというのがちょっと浮かんだんですけども、本市、市内のこういうグループホームさんとか、規模によってはやっぱり設置義務がなくても、こういう交付金を利用して設置していただいたほうが、非常に将来的にいいと思いますので、逆にもう、後日で構いませんので、その状況をちょっとまとめていただければと思います。

○委員長（小島真由美委員） 私のほうからいいですか。

ちょっと1回整理をさせていただきたいと思いますので、課長、済みませんが、この地域介護・福祉空間整備推進交付金の対象となる事業所がどういうところであるのか、またどういう内容としてこの交付金を使うことができるのかを、もう一回ちょっと整理をして説明をいただいてよろしいですか。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） この地域介護・福祉空間整備推進交付金につきましては、対象の施設としましては、密着型と言われます小規模多機能型の施設、そして認知症のグループホームの施設、それとあわせて軽費老人ホーム、有料老人ホーム等も対象となる事業でございます。ただし、市のほうで窓口となる分につきましては、地域密着型部分だけになりますので、地域密着型の小規模多機能グループホームだけが市が受け付けを行う施設となっております。

す。

内容としましては、スプリンクラーの整備支援事業、それと今回該当しています防災の改修等の事業、あとは非常用の自家発電事業、防犯対策事業、この大きな4つの事業が対象となっておりますということでございます。

○委員長（小島真由美委員） ありがとうございます。

皆さんよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） じゃあ、次に行きます。

次に、同項4目障がい者自立支援費の030障がい者自立支援給付事業費について執行部の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（田中 縁） 3款1項4目障がい者自立支援費、細目030障がい者自立支援給付事業費、13節委託料の障がい者福祉システム委託料99万4,000円の補正についてご説明申し上げます。

10月1日から実施予定の幼児教育・保育の無償化に伴いまして、就学前の障がい児を対象とする児童発達支援等のサービスの利用者負担も無償化の対象になっております。児童発達支援、それから保育所等訪問支援等の就学前の障がい児の方が利用される療育のサービス、こちらが対象になっておりまして、期間としては満3歳になって初めての4月1日から3年間、幼児教育・保育の無償化と期間は同じです。これらのサービスに利用者負担が生じている世帯について、この期間3年間は無償ということになります。

この改定に伴いまして、受給者証の変更や負担額に関する部分でシステムの改修が必要となりましたので、今回の補正をお願いしております。

あわせて、歳入のほうをご説明いたします。補正予算書14、15ページでございます。

上から2段目、民生費国庫補助金、社会福祉費補助金の2段目、地域生活支援事業費補助金10分の10、99万4,000円、こちらが歳出と同額で歳入を計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に進みます。

3款2項2目児童措置費の010児童手当給付費から、次のページ、4目学童保育所費の010学童保育所管理運営費までについて執行部の説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） 保育児童課に関する補正予算につきましてご説明申し上げます。



保育児童課の補正予算につきましては、予算書上で平成30年度の事業完了に基づき既に精算返還金が確定しているものと、10月より開始が決まっております幼児教育・保育の無償化に関連するものが混在して上程しておりますので、委員各位がわかりやすいように、精算返還金分と無償化に関する分として表を作成し、お手元に資料としてお配りしておりますので、ご参照ください。

また、表の見方として、資料1につきましては国県負担金等の精算返還金及び交付金に関する資料となっており、左のほうから歳出に伴う補正予算書のページ数、次に款項目及び細目番号、事業の名称、右端が補正予算書に計上しております金額となっております。

それでは、内容につきましてご説明します。補正予算書は21ページ、資料は1をごらんください。

歳出予算につきましては、上段より3款2項2目、細目010児童手当給付費、23償還金利子及び割引料、児童手当県費負担金精算返還金が21万6,000円。次に、細目012児童福祉施設措置費、23償還金利子及び割引料として児童入所施設措置費等国庫負担金精算返還金が271万9,000円、同じく児童入所施設措置費等県費負担金精算返還金が136万円。次に、細目015母子父子寡婦福祉費、23償還金利子及び割引料として母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算返還金22万4,000円で、ひとり親家庭等日常生活支援事業費国庫補助金精算返還金36万8,000円となっております。

次に、3款2項3目教育・保育施設費、細目011教育・保育施設費、23償還金利子及び割引料、子ども・子育て支援交付金精算返還金575万円。細目012病児保育関係費、23償還金利子及び割引料、病児保育事業費補助金精算返還金52万2,000円。細目013保育施設運営費支援費、23償還金利子及び割引料、保育対策総合支援事業費補助金精算返還金47万1,000円、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金精算返還金1万7,000円。

次に、3款2項4目、細目010学童保育所管理運営費、23償還金利子及び割引料、放課後児童健全育成事業費県費補助金精算返還金71万5,000円、放課後児童健全育成事業費補助金精算返還金、これ国庫になりますが、精算返還金153万4,000円が歳出となります。

また、精算に伴います歳入もありますので、あわせてご説明します。補正予算書17ページ及び資料の1の表の下段をごらんください。

児童扶養手当給付国庫負担金精算交付金が51万3,000円から教育・保育給付費県費負担金精算交付金91万7,000円までの合計465万円が、21款4項1目1節の民生費雑入として繰り入れるようにしております。

次に、補正予算21ページ並びに資料の2の歳出をごらんください。

表の見方につきましては、左端が歳出となっており、順に補正予算書のページ数、次に款項目、細目番号、内容、金額となっております。中段からは歳出に伴います歳入に関する補正予算書のページ数、款項目節、内容、金額となっております。

それでは、上段から順にご説明します。

3款2項2目、細目011児童扶養手当給付費、20扶助費、児童扶養手当7,500万円となっておりますが、児童扶養手当の支給につきましては、これまで4カ月間を1期とし、年間3期に分けて支給を行っておりました。今回、国の方針に基づき、令和2年1月より、2カ月を1期として年間6期に分けて支給するように改正が行われました。そのため、本年4月に支給しました児童扶養手当が昨年12月から本年3月分までを本年度予算より支給を行った関係から、本年度内に支給を行わなければならない手当が3カ月分不足することから、予算を計上しております。

この歳出に伴います財源として、表の右に記載をしております15款1項1目民生費国庫負担金、5節児童扶養手当給付費負担金2,500万円を歳入として計上しております。

次に、3款2項3目教育・保育施設費、細目011教育・保育施設費、19負担金、補助及び交付金の実費徴収補足給付事業補助金945万円については、10月から開始されます幼児教育・保育の無償化に伴う新制度未移行幼稚園に通園する児童の副食費負担分となります。対象は年収360万円以下の世帯及び第3子以降の世帯となります。

また、右側に記載をしております歳入財源として、国と県及び市で3分の1の負担をするものであります。15款2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金、実費徴収補足給付事業補助金315万円及び16款2項2目民生費県費補助金、2節児童福祉費補助金、実費徴収補足給付事業補助金315万円として計上しております。

次に、歳出011教育・保育施設費、20扶助費の2億2,201万1,000円ですが、内訳としまして、これも10月から開始されます幼児教育・保育の無償化に伴う未移行幼稚園に通園する児童の通常保育料分1億6,962万円及び未移行幼稚園で預かり保育利用者の保育料分1,968万8,000円、新制度移行幼稚園及び認定こども園での預かり保育料として325万5,000円、届け出保育施設保育料分2,944万8,000円となっております。

この財源としまして、歳入15款1項1目2節児童福祉費負担金、施設利用等利用給付負担金1億1,100万5,000円及び10款2項1目1節子ども・子育て支援臨時交付金1億840万3,000円のうち7,400万5,000円を充当し、また16款1項4目1節幼稚園費負担金、施設等利用給付費負担金1,850万円を充当するように計上しております。

次に、歳出3款2項3目、細目013保育施設運営支援費2,227万7,000円の内訳につきましては、主なものとして、3節職員手当等として職員時間外勤務手当1,174万6,000円から13節委託料、子育て支援システム改修委託料、これは幼児教育の無償化分になります、581万9,000円の合計した金額となっております。

この財源としまして、16款2項2目2節児童福祉費補助金、幼児教育・保育の無償化事務費等補助金として2,227万7,000円的全額補助として歳入を計上しております。

最後に、歳入の組み替えとしまして、10款地方特例交付金、1節子ども・子育て支援臨時交付金1億840万3,000円は、さきに説明をしました施設等利用給付金の7,400万5,000円と、今回無償化となりました認可保育園の保育料の補填分として3,439万8,000円へと振り分けておりま

す。

13款1項2目2節児童福祉費負担金、保育所保育料現年分は1億216万4,000円の収入減となり、新たに保育所副食費負担金、これはごじょう保育所分になりますが、207万9,000円を計上しております。

15款1項1目2節児童福祉費負担金、教育・保育給付費負担金3,439万8,000円については、市内認可保育所の保育料の補填分となります。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、同項6目家庭児童対策費の010家庭児童相談事業費及び012ファミリー・サポート・センター事業費について執行部の説明を求めます。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） それでは、6目家庭児童対策費、細目010家庭児童相談事業費の子育て短期事業費精算返還金1万5,000円について説明いたします。

子育て短期支援事業には、保護者が疾病、疲労など身体上、精神上、環境上の理由により児童の養育が困難となった場合などに、児童養護施設等において短期間療育保護を行うショートステイ事業と、保護者が仕事その他の理由により平日の夜間または休日に不在となり、児童の養育が困難になった場合等の緊急の場合に、児童養護施設等で児童を預かるトワイライトステイ事業があります。子ども・子育て支援交付金として国、県、市からおのおの3分の1の補助を財源としていますが、平成30年度は利用される方がいなかったため、決算額は0円となり、国庫補助は受領済みであったため、補助対象額4万5,000円の3分の1である1万5,000円を返還するものです。

次に、6目家庭児童対策費、細目012ファミリー・サポート・センター事業費、子育て援助活動支援事業費精算返還金10万8,000円について説明いたします。

ファミリー・サポート・センター事業費は、子ども・子育て支援交付金の子育て援助活動支援事業費として国から3分の1、県から3分の1の交付金と市費3分の1を財源として実施しています。平成30年度の子育て援助活動支援事業費に対する国からの交付金の精算により、10万8,000円を返還することとなりましたので、返還金支払い分の増額補正をお願いするものです。

説明は以上です。

ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 次に、4款1項2目保健予防費の054自殺予防対策費から、次のページ、3目母子保健費の052養育医療給付費までについて執行部の説明を求めます。

元気づくり課長。

○元気づくり課長(安西美香) 次に、4款1項2目、細目054自殺予防対策費、地域自殺対策緊急強化基金事業補助金精算返還金9,000円について説明いたします。

この交付金は、市町村が地域の特性に応じた自殺対策を進めることを目的とし、市町村が実施する事業に応じて報償費や需用費等の対象経費の2分の1から10分の10を県が補助するものです。

本市では、この交付金を活用し、心の相談事業、ゲートキーパー養成研修、自殺対策・アルコール問題啓発事業等を行っていますが、平成30年度は毎月予定しておりました心の相談事業において予約が入らなかった月があり、医師への報償費が予定より少なくなったため、9,000円の返還金が生じたので、その増額補正をお願いするものです。

続きまして、3目母子保健費、細目050母子健康診査費、電算委託料98万1,000円の増額補正について説明いたします。

平成30年6月15日に、経済財政運営と改革の基本方針2018が閣議決定され、その中で乳幼児期、学童期の健康情報の一元的活用の検討などに取り組むこととされたことにより、本人や保護者が乳幼児健診等の母子保健情報をマイナポータルで一元的に閲覧できる仕組みや、市町村間で情報連携できる仕組みを構築することが市町村に求められています。これに伴い、国が示す2020年6月の運用開始に向け、乳幼児健診等のデータを電子化し、データ標準レイアウトに基づき副本登録を行い、母子保健情報の利活用をできるよう、既存の健康管理システムの改修を行う費用として98万1,000円を補正予算して計上するものです。

その財源といたしましては、補正予算書の14ページ、15ページをお開きください。

15款2項3目1節保健衛生費補助金、母子保健衛生費国庫補助金65万3,000円で、3分の2の補助となっています。

22ページ、23ページにお戻りください。

次に、4款1項3目母子保健費、細目051母子健康教育相談関係費の乳児家庭全戸訪問事業費補助金精算返還金17万8,000円並びに24ページから25ページ、養育支援訪問事業費補助金精算返還金6万4,000円、合わせて24万2,000円の増額補正についてご説明申し上げます。

これらの事業は、乳児のいる家庭の状況把握と支援を目的としており、両事業とも子ども・子育て支援交付金の対象事業として、国から3分の1、県から3分の1の交付金と市費3分の1を財源として実施しております。平成30年度の国からの交付金の額が確定しましたので、その精算により、乳児家庭全戸訪問事業で17万8,000円、養育支援訪問事業で6万4,000円、合

わせて24万2,000円を返還することとなりましたので、返還金支払い分の増額補正をするものです。

なお、返還が生じた主な要因は、出生数の減少により訪問数が当初の予定よりも少なくなったことによるものです。

続きまして、24ページから25ページ、3目母子保健費、細目052養育医療給付費251万3,000円の増額補正について説明いたします。

まず、その下の扶助費209万円についてですが、養育医療給付費は、1歳未満の未熟児で出生多重が2,000g以下または生活力が特に弱い乳児ということで、医師が入院による養育を必要と認めた場合に、医療費を助成する制度です。国から2分の1、県から4分の1の補助金と市費4分の1を財源として給付を行っています。

未熟児養育医療に係る費用のうち約8割を当該患者が加入する健康保険の保険者が負担することになっておりますが、5月に健康保険に加入していらっしゃる生活保護を受給されている方からの申請があり、本来なら健康保険の保険者が負担する約8割が公費負担となったことにより、今後不足が見込まれる費用を計上するものです。

また、25ページ、養育医療給付費の下2行になりますが、未熟児養育医療費等国庫負担金精算返還金18万5,000円及び養育医療費県負担金精算返還金23万8,000円につきましては、平成30年度国庫負担金と県負担金が確定したことに伴う精算返還金支払い分の増額をお願いするものです。

以上で説明を終わります。

ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） 自殺予防対策費なんですけれども、今回相談件数が少なかったということで、先生のその分だという話なんですけれども、大体年間どのぐらいの相談件数があるのか、ちょっと教えていただけますか。

○委員長（小島真由美委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） そうですね、大体毎月1回ずつで3枠を設けておりますけれども、大体8人から15人ということで、今年度は8人の方の相談があっております。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

関連してよろしいですかね。自殺対策予防計画書をちょっと読ませていただきました。人口に対する自殺者が、太宰府はちょっと倍近いように思いましたけれども、これについて何か新しく対策をしようかというようなこととかというのはありますか。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） 今年度から、委員長がおっしゃるように計画が立ち上がりました

ので、まず関係課等の会議等を行いまして、相談窓口等のもう少し周知等とか、今相談窓口の  
どういふところがあるというふふなカード等をつくっているものがありますので、そのあたり  
の配布等をもう少し広く行っていけたらということを計画しております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） この心の相談事業とかも、なかなか周知とかももう少しされたほう  
がいいのかなとちょっと思いましたので、せつかくいい事業をされるのであったら、ぜひ1人  
も2人でもご相談に来ていただけるような、何か周知方法を考えたらいいのかなと思います。  
特に、若い方の自殺が多いというふふに計画書の中にも書いてありましたので、SNS等の発  
信とかもこれから必要になってくるのかというふふに思いました。済みません。

ほかにもありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 細目050母子健康診査費の電算委託料についてお伺いします。

これは母子手帳というか、データの一括整理というところで、定期健診とか予防接種とかを  
整理されるということだと思ふんですけども、この電算委託料の具体的などこまでされるの  
か。要するにこれを利用したところで、それこそ母子手帳の電子化とかアプリを使ったとかと  
いうのがほかの自治体でもやっていたらいいので、そこにつながるものなのかお伺いし  
ます。

○委員長（小島真由美委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） 今現在、予防接種については今マイナンバーカードを使えば、転  
出された場合とかでもその市町村で、ご自分のマイナポータルからその予防接種の履歴等が  
見れるようになっております。今まだ紙台帳からスキャンをして今取り込む形にしております  
のが、乳幼児健診等になっておりますけれども、そのあたりを整えることによって、予防接種  
と同じく、今転入出も太宰府市は健診等の電子データはありますので、引っ越しをされたとき  
にその部分の、例えば母子手帳をなくされたりとか、災害に遭われて母子手帳を持ち出すこと  
ができなかった場合とか、いろいろな場合に応じてそのあたりの利活用が、ご自分のデータを  
自分で見ていくことができるようになっていくというところを今整えているところです。

○委員長（小島真由美委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） ぜひこの電子化、データを整理したところで、そのデータの活用と  
いうところをもうちょっと進めていただければ、非常にデータ化のしがいがあるかなと思っ  
ていますので、これは要望です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、次に進みます。

次に、4款2項2目塵芥処理費の192ごみ減量推進費について執行部の説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（中島康秀） それでは、4款2項2目、ごみ減量推進費の180万円についてご説明いたします。

古紙等改修システム推進補助金ですが、1カ月に1回以上で、かつ年間6カ月以上、古紙等改修を実施した自治会に対して、実施月数及び世帯数に応じて補助金を交付していましたが、平成30年度をもって廃止をしていました。

今回、自治会の皆様からさまざまなご意見、ご要望等をいただき、古紙等回収における自治会の役割などを考慮した上で、平成30年度までの古紙等改修システム補助金のうち、世帯数に応じた金額を削除し、実施月数に応じた金額を見直した上で、おおむねこれまでの半額程度の額を補助する仕組みに変更し、改めて補助金を交付することとしております。

なお、適用は本年4月にさかのぼることとし、実際の補助金の交付は年度末を予定しております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） ちょっとお聞きしたいんですけども、この提案理由先ほど述べられた部分は、3月の議会で市長が施政方針の中では相当強く言われたというか、市長の施策を打ち出す部分では、いわれた分含まれているんじゃないかなと思うんですけども、結局それが一部あっちを増額して廃止をしてという、あっちという言い方がちょっとあれですけども、そういうような対比の上で言われた部分がありましたけれども、結局復活をさせるということになる、半額程度のその部分を復活をさせるというのは、市長の示された方針からも何か後退といたしますか、何かそういうふうにとれるところもあるんですけども、その辺のところはどうなんでしょう。

○委員長（小島真由美委員） 環境課長。

○環境課長（中島康秀） 古紙等の奨励金のほうを7円から8円に増額をいたしまして、現在交付のほうをしておりますけれども、8月末までの交付状況を見ても、古紙等の回収量も金額にしても、前年よりもちょっと減っている状況でもございます。市長のほうともいろいろ協議を重ねた上での結論になりますけれども、規模の小さな自治会、そういったところへの配慮が足りなかったということもございまして、今回見直しのほうをさせていただいているところです。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 課長にお聞きするかどうかはちょっと迷うんですけども、自治会サイドからの意見というのは、結局市長のほうに行かれたのか、現場の環境課のほうに行かれたの

かという部分では、ちょっと気になります。その辺が、結局仮に市長が言われて施策を当初で打ち出されたものを、また後退させるというように受けとめられれば、それはもうここで課長に聞かないで、市長に別の機会に聞けばいいわけですけども、その辺についてはどういう経過だったのか、もう少し説明できる範囲の説明をお願いします。

○委員長（小島真由美委員） 環境課長。

○環境課長（中島康秀） こちらについては、もちろん自治会のほうから市長に対してもご意見のほうをいただいております。また、担当課においても、自治会長と面談する機会多々ございますので、そういった機会にやはり困るというようなご意見もいただいておりますのでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 一括支給みたいな形のものが急に決まったんでという話を一部の自治会の方から聞きまして、すごく唐突だったという話を以前聞いておりました。今回もまた、ちょっと内容を変えたところで半額ということですけども、それを一部復活するということですけども、これについてはそれこそ自治会もしくは自治協議会ですよ、そこら辺への説明とかはもう既にしてあって、ある程度の了解、了承を得ているんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 環境課長。

○環境課長（中島康秀） 市長と協議の上、概略、半額ほど復活の方向で決定した段階で、各自治協議会のほうにお話をさせていただいております。また校区自治協議会のほうにも出向いてご説明をさせていただいております。今回、議会で補正予算のほうを可決いただきました後、10月の自治協議会、それと校区の自治協議会でもご説明をする予定としております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

船越委員。

○委員（船越隆之委員） 古紙等回収の補助金については、自治会の方から、自治会長さんからもいろいろ話は聞いたんですけども、例えばこれやめるとなって、またそれを復活して出すと。そのところの温度差があるんですよ。何でやめると言ったのに、またすぐ補助出すのかというのが、根拠がわからないというか。何かやめたけれども、簡単にそんなすぐまた補助金を出すのかって、何か意味がわからん。そのところの根拠を知りたいんですけどもね、本当。

○委員長（小島真由美委員） 環境課長。

○環境課長（中島康秀） 今委員ご指摘の分、確かに自治会のほうからも、やめてすぐ復活するのはどうなんだというご意見もいただいておりますのは確かでございます。ただ、先ほど申し上げましたとおり、自治会の中での予算、限られた予算というのがございまして、その中でも特に小



さな自治会さんにとっては貴重な財源であったものが減額されるということで、またその説明のほうで2月の説明で、今年の予算になかなか反映できる状況ではなかったということもございますので、その辺のことも考慮した上で、またこちらの補助金、奨励金のほうを7円から8円に上げて交付はしておりますけれども、実際実施しているのは、自治会も実施しておりますけれども、自治会に所在する各種団体のほうも古紙の回収をしております。ただ、団体が古紙を回収する中で、自治会の役割もございます。当然古紙回収をいたしますよという広報ですとか、あと場所の提供、そういったものについても自治会のほうは努力をさせていただいていることがあります。そういったことを改めて私どものほうで考えまして、復活という運びとなった次第でございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 委員の皆さんにお諮りしますが、ちょっと1時間越しましたが、このまま続けたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、このまま継続させていただきます。

次に、28ページ、29ページをお開きください。

10款1項5目幼稚園費の010幼稚園就園奨励関係費について執行部の説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） 細目010幼稚園就園奨励関係費、幼稚園就園奨励費補助金マイナス7,400万円についてご説明します。

今回の減額理由は、10月から開始されます幼児教育・保育の無償化に伴い、これまでの幼稚園就園奨励費補助制度がなくなることに伴い減額を行うものでございます。

この件につきましては、歳入におきましても減額が生じておりますので、あわせてご説明いたします。補正予算書14、15ページをお開きください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金、1節幼稚園費補助金、幼稚園就園奨励費補助金がマイナス986万7,000円の減額となっております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で歳出の説明を終わります。

歳入につきましては、歳出とあわせて既に説明を受けました。

それでは次に、第2表債務負担行為補正の審査に入ります。

6ページをお開きください。

指定管理料、男女共同参画推進センタールミナスについて説明を求めます。

人権政策課長。

○人権政策課長（行武佐江） 6 ページ、第2表債務負担行為補正、指定管理料、男女共同参画推進センタールミナスについてご説明いたします。

ルミナスの現在の指定管理期間が令和2年3月31日をもって満了となりますので、令和2年度から令和4年度までの3年間の指定管理料としまして6,589万5,000円を計上させていただいております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） では進めます。

次に、指定管理料、老人福祉センターについて説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） 6 ページ、第2表債務負担行為補正、指定管理料、老人福祉センターについてご説明申し上げます。

老人福祉センターの現在の指定管理期間が令和2年3月31日をもって満了となりますので、令和2年度から令和4年度までの3年間の指定管理料としまして3,990万3,000円を計上させていただいております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で第2表債務負担行為補正の説明、質疑を終わります。

議案第65号の当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で本案に対する説明、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第65号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めま

す。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第65号の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第66号 令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について

○委員長(小島真由美委員) 日程第5、議案第66号「令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

補正予算書は32ページ、33ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長(川崎純一) では、介護保険事業特別会計の補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書40、41ページをごらんください。

まず、歳出についてご説明させていただきます。

1款1項1目23節、細目002庶務関係費の償還金、利子及び割引料4,746万5,000円の増額計上をさせていただいております。これは、前年度の介護給付費負担金及び地域支援事業交付金等の実績に基づく精算によりまして償還が生じたものを計上しております。この償還金利子及び割引料の項目の中の3項目め、地域支援事業支援交付金精算返還金368万6,000円につきましては、40歳から64歳までの2号被保険者保険料によります交付金で、社会保険診療報酬支払基金に返還するものとなっております。

この財源につきましては、38、39ページをごらんください。

3款2項4目地域支援事業交付金(総合事業以外の地域支援事業)、2節過年度分56万9,000円、それと4款支払基金交付金、2節過年度分408万6,000円、5款県支出金、同じく2節の過年度分28万4,000円、7款繰入金、低所得者保険料軽減繰入金、2節過年度分2万3,000円、それと次のページ、40、41ページをお開きください。8款繰越金の1項1目繰越金、1節前年度繰越金8,236万6,000円。これ全て合わせまして計8,732万8,000円が返還金の財源となっております。

この財源総額8,732万8,000円と歳出に計上しています先ほどの庶務関係費の合計4,746万5,000円、この差額3,986万3,000円は、40、41ページ、5款1項1目介護給付費準備基金積立金として積み立てを行います。

次に、3款地域支援事業費、3項1目、細目001地域包括支援センター運営事業費について

ご説明申し上げます。

先ほど一般会計補正の繰出金のところでご説明をさせていただきましたが、当初予算計上時点ではサブセンターの場所が未定であったために、事務室を賃貸として想定をしまして、工事費、備品購入費等も計上させていただいておりました。今回、場所が確定をしましたことによりまして、この事務室賃借料の14節使用料及び賃借料の453万8,000円、これを全額減額としまして、その減額分を工事請負費、備品購入費に組み替える計上となっております。地域包括支援センター運営事業費全体としての増減はございません。

この工事請負費391万円につきましては、サブセンターの事務室、相談室、会議室スペース等を確保するためのパーティション工事及びスポーツ振興事務所内にありますスポーツ課、NPO法人エ・コラボ等の事務室、倉庫移動に伴う工事費となっております。

備品購入費62万8,000円につきましては、事務机、椅子、キャビネ、カウンター、ロッカー等の備品となっております。

これらの財源につきましては、38、39ページをごらんください。

補助対象となっております歳出の事務室賃借料453万8,000円の減額と、備品購入費62万8,000円の増額の差し引き391万円の減額に伴いまして、国負担分38.5%の150万5,000円の減額が生じまして、3款2項国庫補助金、4目1節現年分地域支援事業交付金に計上をしております。

同じく県負担分19.25%、75万3,000円の減額につきましては、5款県支出金の2項2目1節現年分地域支援事業交付金に計上をしております。

同じく市負担分19.25%、これの減額につきましては、減額75万2,675円と、補助対象外となっております工事請負費391万円の増分の差額315万8,000円を、7款1項一般会計繰入金、3目1節現年分地域支援事業繰入金に計上をしております。

同様に、第1号被保険者保険料負担分23%の90万円が減額となります。この90万円を特別徴収分と普通徴収分で案分をしまして、1款1項1目1節現年分特別徴収保険料として2,551万5,000円の減額補正をしておりますそのうちの81万円が、先ほどの減額分となります。同じく2節現年分普通徴収保険料283万5,000円の減額のうち9万円が減額となっております。

続きまして、先ほどの歳出の中で説明をしておりますませんでした歳入部分について説明を申し上げます。

最後に説明いたしました第1号被保険者保険料の減額分の残り部分につきましては、一般会計補正でご説明しました保険料段階が第1段階から第3段階の非課税世帯の保険料軽減措置に伴いまして、一般会計繰出金2,745万円と同額を、この被保険者保険料の分から減額補正をしているものとなります。1款1項1目1節現年分特別徴収保険料としまして2,470万5,000円、現年分普通徴収保険料としまして274万5,000円を減額計上となっております。

説明は以上でございます。

よろしく審査のほどお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第66号「令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第6 議案第67号 令和元年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について**

○委員長（小島真由美委員） 日程第6、議案第67号「令和元年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

補正予算書は42ページ、43ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

人権政策課長。

○人権政策課長（行武佐江） 議案第67号「令和元年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ87万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ126万6,000円にお願いするものであります。

これは、平成30年度決算において87万1,221円の余剰金が確定したため、住宅新築資金等公債償還積立金に積み立てを計上したものであります。余剰金の主な内訳につきましては、償還金と公債費との差額86万9,000円でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第67号「令和元年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について」は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時34分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 意見書第4号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書

○委員長(小島真由美委員) 日程第7、意見書第4号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」を議題といたします。

提出者が委員として出席しておられますので、内容について補足説明がありましたらお願いをいたします。

藤井委員。

○委員(藤井雅之委員) 本会議2日目に提案理由の説明では具体的なことは申し上げさせていただきましたが、今回の意見書は、医師、看護師、医療技術者、介護職など医療現場で働く側からの側面が強いようにも見受けられますけれども、太宰府市民の中にはそういった医療機関で働いておられる方もおられます。また、文言の中にあります有床診療所、太宰府市内にも点在をしておりますけれども、有床診療所を患者として利用しておられる市民の方もおられます。意見書の趣旨としましては、働く側、そして利用する患者さん側の安全・安心の医療・介護を実現するための措置であるということをご理解をいただきまして、意見書の提出を重ねて関係機関にお願いいたしまして、追加の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長(小島真由美委員) それでは、意見書第4号に対して質疑またはご意見等があれば、挙手をお願いいたします。

笠利委員。

○委員(笠利 毅委員) 意見書の趣意等については理解しますが、4つある項目のうち1と2に関しては、比較的上段の説明部分とすんなりつながるんですけども、患者利用者の負担軽減、また病床に関する4つ目のことがどのように関係してくるのか、趣旨からですね、少

し説明していただければと思います。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 患者さんの負担の部分につきましては、各種保険適用であるとか自費だったりとか、いろいろさまざまな形の部分がありますけれども、医療機関において負担をされ、例えば自費の部分の負担というのが、そういった有床診療所を経営する上での大きな、医療機関サイドとしては大きな収入減といたしますか、経営をする上での柱になっている部分もあるかとは思いますが、そういったところが結局患者さんの自由診療における負担の部分が拡大することによって、医療から、医療の受ける機会を制限してしまう、後退してしまうというような部分もありますので、そういった負担軽減策を図っていただきたいというのが大きな柱であります。

また、病床削減という言葉は、文字どおり病院あるいは介護施設の病床の削減をすることによって、必要な人が医療・介護を受けられない、施設の利用ができないというようなことを行わない、必要な地域の医療において必要な病床の機能を確保することというような趣旨でございます。

済みません、補足で。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員、どうぞ。

○委員（藤井雅之委員） 失礼しました。病床の機能という部分におきましては、福岡県がそれぞれの病院のベッドといたしますか、そういったのを決定する権限を持っておりますので、福岡県に対してはそういった部分のところを主に中心で、提出するに当たっては福岡県がかかわってくるのはこういったところかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑及び協議を終わります。

それでは、意見書第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第4号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、意見書第4号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求め意見書」については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時38分〉

○委員長（小島真由美委員） 以上で当委員会に審査付託された案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） ここでお諮りいたします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定をいたしました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 以上をもちまして環境厚生常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時39分

~~~~~ ○ ~~~~~



太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和元年11月19日

環境厚生常任委員会 委員長 小 畠 真由美